平成２７年（フ）第２８７号
静岡県裾野市佐野1140番地の14、住民票上の住所静岡県裾野市富沢97番地の１　メゾン・ヌーヴォー202
債務者　渡邉　綾夏（旧姓今関）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３４号
堺市北区蔵前町１丁22番３―301号
債務者　江洲　賢治
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４５号
堺市東区石原町４丁145番地６
債務者　田中まゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０６４号
大阪府河内長野市木戸２丁目24番14―103号
債務者　石塚　隆夫
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１４号
神戸市北区南五葉２丁目４番11―106号
債務者　西松　昌彦
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６３号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番17―304号
債務者　川瀬　美紀
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９３号
広島市安佐南区中筋２丁目17番54号
債務者　田川　　学
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９７号
広島市安佐南区祇園６丁目９番26―406号
債務者　林　　健太
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３２号
秋田市保戸野中町１番54号　タウニィ保戸野Ⅰ―205号、前住所秋田市中通５丁目１番19号　コーポイケナガ７号
債務者　山本　　徹
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８７号
埼玉県入間市大字小谷田683番地３
債務者　吉野　　豊
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５９２号
埼玉県川越市大字砂774番地５（コーポアリス101号室）
債務者　金子　惠一
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６１０号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目７番10―308号
債務者　尾立　直美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７号
新潟県佐渡市田切須93番地
債務者　佐々木勇太
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第２７４号
金沢市長町１丁目４番43号　織田アパート２号、従前の住所金沢市十三間町６番地
債務者　九里　信代
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８７号
石川県白山市宮永町847番地１　市営相木住宅17号棟101号室
債務者　西野美智子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９３号
石川県河北郡内灘町字千鳥台１丁目24番地１、従前の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘１丁目30番地
債務者　中出みち子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７１号
山梨県笛吹市石和町市部500番地　フェリスイサワ202号、前住所山梨県笛吹市春日居町小松855番地59　スペーシア春日居305
債務者　藤城　栄司
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係